

## 平成 29 年度 環境報告等ガイドライン改定に関する検討会

### 第 3 回

日時：平成 30 年 2 月 23 日（金）9：30～12：00

会場：霞ヶ関ビルディング 33 階セミナールーム B

出席者：栗野委員、魚住委員、橘高委員、上妻委員（委員長）、

後藤委員、富田委員、藤原委員、松川委員、水口委員、米山委員

欠席者：飯塚委員、市川委員

（五十音順、敬称略）

## 1 開会

環境省 菅生課長補佐（以下、「菅生補佐」という）

おはようございます。定刻となりましたので、平成 29 年度環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた検討会を始めさせていただきます。お忙しい中ご参集いただきまして、ありがとうございます。

### 1.1 議事予定及び資料確認

事務局

それでは、事務局から本日の議事予定と配布資料の確認をさせていただきます。本日の議事次第については、お手元の資料にあるとおり、まず環境報告ガイドライン 2018 年版素案について議論をいただき、最後に今後のスケジュールについてご連絡を申し上げます。

以上の議事につきまして、12 時までを予定しております。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。

配布資料

資料 1 平成 29 年度環境報告等ガイドライン改定に関する検討会委員名簿

資料 2 委員長資料

資料 3 環境報告ガイドライン 2018 年版素案

参考資料 1 環境報告ガイドライン 2012 年版

参考資料 2 環境会計ガイドライン 2005 年版

参考資料 3 環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた論点整理

資料の過不足等ございましたら、お申し付けください。

## 2 本日の検討項目

上妻委員長

皆さんおはようございます。さっそく始めさせていただきたいと思います。本日はガイドライン素案についてご検討いただきますが、その資料として資料 2、資料 3 と用意しています。

この 2 と 3 について、菅生補佐からご説明をお願いいたします。

菅生補佐

資料 2、資料 3 を使って説明（省略）

上妻委員長

はい、ありがとうございます。これからさっそくこの「環境報告ガイドライン 2018 年版素案」について皆さんのご意見をいただくこととなりますが、事前にヒアリングということで皆様のところに事務局からお話を伺いに行かせていただきました。非常に貴重なご意見をいただきまして、それがあったからこのガイドラインの最終案が固まったと言ってもいいかもしれません。

本日が最後の回でございますので、ご意見をいただきますが、できたら私の処理能力の問題ですが、複数のご意見・ご質問があるときには、1 個ずつ答えさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。それではお願いいたします。

栗野委員

いま委員長もおっしゃったように、非常に内容がガラッとグレードアップしたというか、非常に私としても読んでいて、これだったら少し、使っていただけるのではないかという気持ちで読ませていただきました。

そのうえで、ただやはり事業者のサイドのことも考えると、この部分はどうするのかというのが、ややまだ抜けているなというところを、まず最初にお話したいと思います。

それは 1 回目のときにもたぶん申し上げたと思いますが、現在環境省は同じ課で同時に環境情報開示基盤整備事業というのを行われていて、まだこれは実証段階であって本格稼

動ということではないですが、やはり事業者からすれば、こういったガイドラインにのっ  
とってサステナビリティ報告書等を出しておきながら、同時にまた開示事業の中で情報提  
供していくというところのすみ分けとか、二重の手間を避ける、あるいはこういった補完  
性があるのか、そういった部分がやはり提示されてこないと、ガイドラインに一生懸命の  
っとしてやるのがいいのか、開示事業のほうで、一生懸命やるのがいいのかという、やは  
り労力の問題も考えると、ぶち当たっていくと思います。

ここはガイドラインの内容、あるいはこの素案というよりは、おそらくは環境省として、  
その位置付けというのをどのように提示されていかれるのかという部分になると思います。  
もちろんまだ実証だということは分かりますし、同時にこのガイドラインは、来年度以降  
付属文書を作っていくリビングドキュメントという形になるとは思いますが、であったと  
してもやはりフレームワークとしては本年度で議論を終えて提示されていくということに  
なりますので、そのあたりの位置付けをどうされるのかと、これはもしかしたら奥山課長  
にお聞きしたほうがいいのかもかもしれませんが、やはりその点はどうしても私としては気にな  
りましたので、一つここで、あらためてその問題を提起させていただきたいと思います。

上妻委員長

どなたにお答えいただくかこれから考えてみますが、私が認識している限りでは、環境  
情報開示基盤整備事業とガイドラインは完全にリンクしているものだと思います。手続き  
的にどうなるか、後藤委員にお答えいただきたいと思います。

後藤委員

たまたま関わっていますので、いろいろご相談しているので、たぶん私の答えがそんな  
には間違っていないとは思いますが、これだけ見た方は、栗野委員がおっしゃるように分  
からないということになるかもしれませんので、私はその関係は、手引きのほうにしっか  
り書くべきだと思っていますが、これが先に出るので、ほかのプロジェクトの関係は手引  
きで解説しますみたいなことをここに入れるのか、これの発表のときにプレスリリースの  
文言の中に入れるかして、そこはちゃんと整合性を持たせるんだということは心配ないよ  
うにされたらいいのではないかなと。

情報開示基盤整備事業のほうでは、とにかくこれが出れば、これと整合性はコンパチに  
するという話にはなっているわけですし、平成30年度に即フォーマットを変えられるか、

その次になるかは別にしてでも、別々のものを走らせるということは、当然環境省側も考えておられないというように、私は理解しております。

上妻委員長

ありがとうございます。もう一つ、別の ESG 情報の委員会（環境情報と企業価値に関する検討会）も走っていきまして、その 3 者の関係がどうなるのかというのは、われわれもある程度しかよく分かりませんが、その点についてちょっと奥山課長からも説明いかがですか。

奥山課長

よろしく申し上げます。いま後藤委員がおっしゃったように、少なくともこちらのガイドラインとプラットフォームの環境情報開示基盤整備事業については、まさに整合性を取るような形でやっていかないとはいけませんし、たぶん来年度以降のあちらの検討の中でいろいろなフォーマットについてのいろいろ見直しなどをやっていくことになると思います。

そういう意味において、可能性として私として考えられるのは、環境情報開示基盤整備事業も大切な事業ですし、環境報告ガイドラインも大切な話ですので、そのこの全体像みたいなものを少しこのガイドラインの中に位置付けるということはあってもいいのかなと。ある意味、ガイドラインだけを見る人がいても、事業のほうのことを意識してもらえりような形にしておくとか、事業のほうからガイドラインにももちろん誘導していくということもあると思いますし、そういった形で双方の連携というのは必要なのかなと思います。

もう一つの環境情報と企業価値に関する検討会は、ある意味私なりの理解では、あれは投資家向けの普及のためにやっている、理解向上のためにやっているというもので、ある意味ガイドラインの解説という意味ではそうなのかもしれませんが、よりその企業価値の向上というところにスポットを当てた形で、どのように環境情報というものを読み解いておけばいいのかということに焦点を当てながら書き起こしているという検討をさせていただいていると、そういう関係でいるつもりでございます。

上妻委員長

ありがとうございます。ということは、このガイドラインの作成の手引きではなく、「はじめに」とかそういうところで、ガイドラインの特性について書くときに付記させていく

ということで、それでよろしいでしょうか。ほかには。

後藤委員

私も解説でと言いましたのは、1 ページで収まるならそのほうがいいと思いますが、詳細に書くならば、それは手引きで書きますとしたらいいのかなと思ったのですが、いま課長のお話で、両方に引くように、という意味であれば、ガイドラインに 1 ページ以内で、何らかのそういうことを書いたほうがいいのかというようにも思います。

上妻委員長

ちなみに作成の手引きの話が出ましたので、ご説明をさせていただきたいと思いますが、作成の手引きは詳細に書くというのがありますが、全然環境報告を作られたことがない方でもそれだけ見ていただいて作っていただけるように、このガイドラインのコンセプトを反映した環境報告ってどのようなものなのかということが分かるように、ステップバイステップで作っていくことにしていますし、それと同時に、事例をそれぞれのところについて、実際のものを入れていこうとしています。ですから、いま後藤委員がおっしゃったような形で、環境情報開示基盤整備事業との関係についても、こちらで言及するのとともに、作成の手引きでも、若干言及するような方向性でさせていただきたいと思います。

栗野委員

もう 1 点はですね、主要な環境課題の解説というか、取り上げの中の一つについて、ここはもう少し視点を広げる必要があるのではないかとというのが気になったのがありましたので、それを出したいと思います。それは 23 ページにあります「2. 水資源」ですが、これはもっと前の段階から申し上げればよかったのだらうと思いますが、水資源の問題というのは単なる取水量とかいうことよりも、流域ベースにどのような影響を与えるのかと。どこまで本当にきちんとしたツール、あるいはマトリクスになっていくか分かりませんが、いま水資源に関しては世界では、コンテキスト・ベースド・ターゲットといった表現も出てきております。このコンテキストというのは非常に狭い地域というよりは、流域単位という考え方で動いています。

作成の手引きのほうでまたそのあたりの細かい解説はすればいいと思いますが、もともとのこちらの課題のところでもそういった観点を導入しておかないと、作成の手引きでその

話をいきなりやはり出せないで、水資源のところの観点をもう少し視点を広げるというか、その部分だけは盛り込んでおいたほうがいいのかというように思っておりますので、ご検討よろしく申し上げます。

上妻委員長

貴重なご意見ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思って、そのあたりは、どのぐらいまでここに書いていくのかという考え方だと思います。一つこの水資源についてここに主要な環境課題と書いて例示したかった理由の最大のものは、バーチャルウォーターの話です。要するに、日本は食料品の80%以上も輸入していますし、そのために使われている淡水は、日本人のために、よその地域の資源が使われているわけですから、そういうことについて注意喚起をしていかないと、将来的にこういうものに何らかの規制が加わってきたときに、日本の産業自体が影響を受けていくことになってしまいますので、そこを書きたかったのですが、そうすると、まだ日本の産業界を含めて環境報告をされている方、利用されている方の意識と、ものすごく大きく離れていくことになってしまうんです。

水の管理の問題は、やはりどこの地域であっても、事業所があるところにおいてきちっとした取水の管理、排水量の管理というのができていれば、ある程度の量的な管理はできますが、そうではないバリューチェーンも含めた、間接的な問題に関しては、水ストレスの話を入れるに留めておいて、啓蒙的にガイドラインの中に入れておいて、あとは実務の成熟を待つというつもりで、このぐらいの量になったのです。

ですけど、そうであれば、なおさら Basin ターゲットの話は、注意書きのところにやはり書いたほうがいいのかもかもしれませんね。そのぐらいのところまで意識が広がっているので、そういうことを留意しながら、水資源について実務を作ってくださいというように、ちょっとこここのところは1カ所付記させていただこうと思います。

それともう1点は、作成の手引きにそのあたりのことは、いい実例を見つけて事例を入れていくというような形で、このような方向に進んでいますよ、という注意喚起をするという対応をさせていただきたいと思いますが、それでいいでしょうか。

栗野委員

はい。

上妻委員長

ではお願いいたします。

藤原委員

まさに同じところですが、私も正直言って、報告ガイドライン案の前半と後半内容のレベル感に大きなギャップ感を感じます。いま、流域のお話もありましたが、14 ページのところでも、バリューチェーンを意識しなさいということが書いてあって、実際に例えば 26-28 ページあたりの気候変動、水資源、生物資源の資源あたりを見ると、バリューチェーンを意識して報告事項が設定されているように見えないというような感じがあると思います。

確かにおっしゃっているように、中堅企業も対象にしていくという中で、そこまで意識のある会社がどれだけあるかという話は別にしても、枠組みとしては、最低限の直接影響を与える部分と、間接的にバリューチェーンに影響を与える部分を、可能な範囲で報告してくださいぐらいの形を示さないと、前半読んでいって最後報告事項の項目を見ると、「あれ?」、みたいな感じになる気がします。

それと、いま言った、バリューチェーンの話というのは、例えば水だと流域の話が出てきましたとか、課題はいろいろ異なるとはいえ、直接的な影響とバリューチェーンの影響があるということは一緒だと思うんです。個別課題を見て報告事項に記載されていることだけをみて作ってしまった場合にはそのことが理解されない可能性が高く、枠組みを示すことはすごく大事な気がします。報告事項のところ、その枠組みを見せるのが難しいようであれば枠組み的なものを、先に全部について示したほうがいいのかという感じはします。

上妻委員長

それは第 3 章のことをおっしゃっているんですか。

藤原委員

第 3 章です。

上妻委員長

第3章の中身に、もう少し詳しくバリューチェーン対応の状況についても解説をするという意味ですか。

藤原委員

少なくとも直接と間接という枠組みは見えるような形にはしたほうがいいのではないかなと思います。細かい話になりますが、例えば生物資源のところなどを見ると、我々飲料食品セクターにとっては本当に主の課題ですが、案を拝見するとすごく社会貢献的なイメージがします。本当の例えば生産地の課題とか、それが森林に与える影響だとか、と言ったものが読み取れるような感じが少なく、工場の周りのことを考えてね、みたいなレベルの感じで読み取れなくもないです。

全部のテーマについて、直接的な影響を与えている部分と、調達がメインになってくるかもしれませんが、バリューチェーンに与える影響もがそこにあるよね、という発想が見えれば、報告すべきことがもう少し見え方が違うのかな、と感じました。

上妻委員長

細かいところから申し上げますが、この生物多様性に関しては、生物多様性民間参画ガイドラインの趣旨に添って必要な要素を入れていったということです。それは環境省の中での問題ですから、そのようなものとの整合性を取っていくということですが、ここに書いている報告事項が、いまおっしゃったところは全部カバーできていると思いますが、要するに、「事業活動が生物多様性に及ぼす影響」を書いてください。これは、バリューチェーン全体を指すとか指さないというようなことを限定しているわけではないですし。

それから、「事業活動が生物多様性に依存する状況と程度」を書いてください。それから3番目は、「生物多様性の保全に資する事業活動」について書いてくださいというのが、その参画ガイドラインの三つの柱なので。ですから、これを見ていただいて、これはバリューチェーンのことまでは想像できないとおっしゃるのであれば、それはたぶん、作成の手引きのところで詳しく解説をしていくことになると思います。

ここにあまり書き込んでしまうと、コンパクトにもならないし、コンセプトにもならないですし、それからこの第3章の部分というのは、これはあくまでも参考として載せてあるだけで、本当は第3章にもしたくなかったぐらいです。それぞれ詳しい話については、ほかのところを見ていただくなり、ほかのガイドラインを参考にさせていただくなりという

ことにしている、という位置付けになっていますので、それはそのように書いてあると思います。

ですから、あまりここに引っ張られないでいただきたい。この前の 2 章までの段階で、環境報告ガイドラインで終わっているというような構成で作られているということです。

水口委員

そうであれば、2 章までが重要だということであれば、ここの 3 章の書きぶり、それほどこだわらないのであれば、例えば報告事項の四角囲みのところに、一言、バリューチェーンも含む事業活動が、とか何とか、ちょっと言葉を書き足すぐらいで、注意喚起をするのはよいのではないか。

上妻委員長

20 ページを見ていただきたいのですが、第 3 章の説明のところでもいいでしょう。全体の説明なのですから。

水口委員

そうかもしれませんが、例えば特に、おっしゃったように生物多様性の部分というのは、パームや、魚とか、特にバリューチェーン、特に原材料の部分は非常に重要になる論点じゃないですか。

一方で、例えば「5. 化学物質」みたいなものは、わりと生産現場が一番論点になるというように、この項目の中にも、生産現場で考慮すべきもの、原材料的な部分で考慮すべきもの、それからバリューチェーンの下流部分で考慮すべきことが一番論点になるようなものと、重点が違うような気がします。だいたい読む人が、私も、もし自分がサラリーマンだったらパッと見て、四角に囲ってあるところはパッパと読んでいって、これを書けばいいのかと思うので、この四角の中に一言、注意喚起的なもの、ちょっと言葉を足すぐらいでどうかなと思う。

上妻委員長

すみません。返事をさせていただきたいのですが、それは考え方の問題だと思います。

ものすごく中にある、事例であったとしても中にあるものに、精粗の差があることは確かです。特性も全然違いますし。けども、日本の実務の状況から言うと、生物多様性に関する開示は著しく遅れています。ここに書いてあるような話は、ほとんど書いていないのです。ごく一部の藤原委員のところの会社を除けば。ほとんど書いていない。書いていないときに、あまり詳細に書くと、それに引っ張られてしまう人たちがいる。できないということになると、もうすぐ捨てられてしまいます。

ガイドラインって、使えないガイドラインは捨てられてしまうのです。前回のガイドラインのときにも、経営指標の一覧というのがあったのですが、全く使われていないし、補足率も、やっていただけている会社は2社ぐらいしかなかった。重要な情報が欠落しているのです。これはどんどん日進月歩で、水口委員もよくご存じだと思いますが、進歩していて、実務が成熟するのを待たないと、どんなことを書いてもやっていただけないので、この中には、例えば生物多様性のように、極めて啓蒙的な書き方で書いていて、例えば報告事項に含められている四つのことは、必要なことを全部カバーしているはずですが、それをどのように理解して、どのように使うかということに関しては、まだ実務の成熟を待たないと書き込める段階ではないかもしれないという判断でこのようになっています。

少なくとも実際に報告書を作成する人たちが、例えば初めて使われる方たちが、どこまで書けばよいのかということについては作成の手引きのほうで、先進的な企業ではこのような書き方をしている、こちらの方向性になっています、というように書かざるを得ないと思います。

例えばこの生物多様性のところにバリューチェーンを書くと、ほかには書いていなくて、なんでここに書いてあるんだ、ということになってしまっ、ほかはやらなくてもいいのかということになる。

一方、気候変動のように喫緊の課題で、すぐにやらないといけないし、そこだけものすごく詳しく含めないといけないようなところについては、やはり相当程度書いておかないといけないという状況がある。

だから、このガイドラインは、今回で4回目ぐらいの改定になると思いますが、連綿とした歴史の中であるものなので、これで完結しているわけではなくて、次の改定のときにそのあたりがたぶん詳しく書かれることになって、バリューチェーンも前回は書いてありますが、でも詳細に書くまでにはいかなかったのです。実務が追いついていないので。だから前回は啓蒙的に書いて、今回は、その記載事項の中に入れることができたという状況で、

事業者によって、業種によって、実務の成熟の度合が違いますし、全体としてどのぐらいにあるかを考えながら作るという方向性でこうなったというようにご理解をいただきたいのですが。

水口委員

念のために申しますと、あまり詳細に書きましようということを主張していません。一言、付け加えたらどうかというぐらいのことです。

上妻委員長

分かりました。ではお願いいたします。

富田委員

ここの部分なのですが、ほとんど藤原委員と水口委員と同じような意見ですが、やはりバリューチェーンが出てくるので、後ろのほうにやはり出てこないといけない。先ほど、上妻委員長が、第3章は重要じゃないとおっしゃったのは少しショックだったのですが、たぶんこれも作る方が見たら、報告事項のこの箱の中だけをまず見るのは普通の使い方だと思うので、やはりこの箱の中にきちんと書いていないとたぶんなかなか使われないし、たぶんこの環境報告2章を読むより、たぶん3章を皆さん環境報告だと思つて見るのではないかと思いますので、そういう意味ではあまりこの3章をないがしろにするのはちょっとよくないかなと思います。その点で、やはりバリューチェーンをどうやってこの3章のところに反映するかですが、気候変動に関しては、一応スコープ3という技術がありますし、水資源のところは、先ほどコメントありましたが、一応この事業所やサプライチェーンが水ストレスの高い地域と書いてあるので、暗示的には分かる。

生物多様性に関しては、たくさん変えろというつもりはありませんので、例えばいま「事業活動が」、というのが主語になっていますが、それを水と同じように、「事業所やサプライチェーンが生物多様性に」というように変えてしまえば、かなり明示的に出てくるので、例えばその程度の修正をする。

あと資源循環に関しては、これも現場の自社オペレーションの廃棄物の話しかしていないので、実際例えば該当する場合、という前提を付けるのはいいと思いますが、例えば製品等の廃棄に関する問題ですね、エンドオブライフの問題みたいなのを、やはり一つ、た

ぶん項目として、設けたほうが良いと思いますし、化学物質に関しても、これも PRTR 的な話なので、自社の中の話だけですが、例えば製品の含有化学物質の問題みたいなのを、今後ちょっと設けるぐらいであれば、一応バリューチェーン的な、たぶん水口委員がおっしゃっていたのはたぶんそのぐらいのイメージではないかと思いますので。

水口委員

そういうことです。

富田委員

そうすればあまり大きな変更をせずに解消できるし、そのバリューチェーンの概念を比較的全ての項目に反映させることができるのではないかなと思います。

上妻委員長

ありがとうございます。お説ごもつともなので、そのように変えさせていただきたいと思いますが、ただ、全体を読んでいただければ分かると思いますが、基本的に環境のリスクや負荷の話って、GRI スタンダードを参考にしています。

要するに日本のガイドラインが伝統的に環境マネジメント型から、いわゆる課題設定型にシフトしていくのが 2012 年ごろだったのですが、まだ実務が追いついていない。一応注意喚起、もしくは啓蒙的な形で書かれていましたが、今回はそれを変えています。変えていることについて、ガイドラインの構成やそういうところに、みんな書いてあるはずですが、ガイドラインは 1 章と 2 章から成り立っている、3 章はできればここからはずして、作成の手引きに移してもいいぐらいです。

ガイドラインにおいて、環境報告とはどういうものなのかを見せていくときに、細かいメトリックの話まで出してしまうとよくないから、だからあえて何度も書いているんです。ここは参考の事例だ、それは決めるのは会社なんだ。ここにはないものがあつたときには、それが重要であれば、それぞれの事業者の方が書いてください。これは事業者が主語になっているのは、GRI ガイドラインにも書いてあるように、事業者の事業活動によって直接的・間接的に環境に及ぼす重大な影響が課題なんだという話です。

間接的な中には、バリューチェーン全部が含まれているわけではないですよ。例えば Tier1 の場合は直接的な影響がある。Tier1 から先のところが間接的な影響の部分ですが、

バリューチェーンといった段階で、もう最初にした直接的・間接的影響なんですよというところからずれてきてしまうのです。そのあたりのことも含めて、ガイドラインの中にそれを全部詳しく詳細に書いていくことになる、逆にそれに引っ張られてしまって、詳細のところに入ってしまふ。

ただ、こここのところは、第3章は、ないがしろにしているわけではありませんが、ないがしろにしてもいいパートではありますので、前のところとはちょっとバランスが崩れていきますが、ここに事業者とサプライチェーンがという形で入れさせていただこうと思います。

#### 富田委員

一言ですけど。たぶんいまの現状の中堅企業ぐらいのレベルを念頭に置くということを見ると、仮に第3章を取ってしまったら、全くたぶん使われないガイドラインになってしまうのではないかなと。上妻委員長のおっしゃることはごもっともだとは思いますが、やはりまだまだ時間がかかるというか、そういう意味で第3章みたいなものを見せつつ、いかに1章2章に引っ張っていくかというほうにやっついていかないと、なかなかガイドライン自体の存在意義が、結構苦しくなってくるかなというようなことを感じます。

#### 上妻委員長

これも再三申し上げていますが、ガイドラインはこのガイドライン本体だけでできているのではなくて、おそらく作成の手引きとセットで見ただけならば納得していただけると思います。作成の手引きだけでも使えるようになっていますが、ガイドラインで作成の手引きを見ている人が、一体これって全体の中でどのような構成になっているのかなと見るときのための、目次に近いようなものです。

それから解説書は詳細なことが全部書かれている。全体で、ガイドラインだという構成になっていますので、断片的にお出しして行って、しかも一番簡単どころからお出ししている、いろいろご懸念があるとは思いますが、皆様がおっしゃるようなことはよく分かりましたので、反映できるように修文させていただきたいと思います。

すみません、松川委員、魚住委員の順で。

#### 松川委員

最初質問なのですが、ガイドラインの改定の背景という序章に、これは目的ということではないのでしょうか。

上妻委員長

目的といいますと。

松川委員

このガイドラインの存在の意義というか、目的というのは。

上妻委員長

目的は、環境報告をしていただく事業者の方、それを見るステークホルダーの方々が、その中身がよく理解できるように指針を提供するという意味です。

松川委員

それがこの背景という中に。

上妻委員長

背景はですね、先ほど申し上げていますが、1999年に中間報告というような形でガイドラインのスタートラインのものができましたが、それから何度か改定をされている、その延長線上にあるもので、前回の2012年からなぜいま改定しないといけないのかの理由の説明が改定の背景です。

松川委員

分かりました。この背景はすごくいいなと思ったんです。また海外と投資家のことを持ち出してしましますが、私たちのCDPのスコアリングをやっていると、質問の多くが、書き方がよく分からないという、定義がよく分からない、そういうときには、そういうのを、TCFDにしても何でも、海外のレポートのいまのトレンドで言うと、やはり目的をしっかり捉えたうえでの回答、それは割合、自由回答みたいなことが多くて、それが最終的には、いま求められているシナリオとか長期の影響をどのように減少させていくか、またはそこにどう解決策を出していくか、そういうことにつながるので、シナリオビジョ

ンがないと、一つ一つの回答も微妙に変わってくるので、もし書き方が分からなくなったら、その目的のところに戻るといいと思いますという私たちアドバイスを回答者の方にしています。そうすると背景の中にも、いま、上妻委員長がおっしゃったような目的に近いところが入っているので、少しそういうことをこの背景の中に「目的は」と書くか、何かその書き方はお任せしますが、この文章もいいと思うので、そこを明確にしていくと、背景だけではなくて、もう少し明確に書く人、または関連部門の人がはっきり何を書こうかという、自分の意思を固められるのではないかと思います。

#### 上妻委員長

ありがとうございます。いまのお話は本当にごもつともなことです、非常に難しい日本の状況というものがあるんです。どんな状況かといいますと、日本のビジネスやさまざまな社会制度というのが、この国際的なガイドラインが作られている状況とは根本的に違うものがずいぶんある。

例えば典型的な例はガバナンス。グローバルにガバナンスの組織構造といたら、1Tierとか2Tierしかないんです。日本は機関設計って会社法の中に三つありますが、そのどれもが国際的なガバナンス構造のどれにもあたらない。指名委員会と設置会社でも、基本的には向こうの英米流のものとは全然違う。ガバナンスが効かないようになっている。そういう担保が、例えばコーポレート・ガバナンスのガイドラインのようなものにも、ちゃんとできていない。

そういう環境の中に日本人たちはいますから、外国から来るようなガバナンス情報を書かないといけないといったときに、日本の状況を思い浮かべて書いてしまうんです。それはもうやむを得ないことです。それについて、一体何を書かないといけないのかということ詳しく説明するとき、詳細な解説書みたいなもので書くというやり方もありますし、いまおっしゃったように目的を書くというやり方もありますが、その目的を見ても、住んでいる状況が違うので、回答にならないんです。実務がものすごく歪む、歪むというとおかしいですね。実務がすごく苦労しながら国際的な方向に5年ぐらいかけて追いついていくというのがこれまでの現状だったんです。

ですから例えば、あまりガイドライン自体がグローバルなものとして、向こうから輸入しているものですから、これにキャッチアップするために、これとこれ、このような状況ですということあまり書くよりは、ガイドラインを作っていく背景としては、それより

も作成の手引きの中で実例をお見せする。たくさん事例を見せて、このような書き方がある、大事ポイントって、ここはこうやって書かれてあるけれども、実はこのように書いたほうがより分かりやすい、というような形で示して行って、それで実務が成熟していった段階で初めて環境報告の目的はこのようになっていて、これってこういうのを書かないといけないくて、それは国際的な状況と日本とは違いますから、ここのところは注意してくださいまで書くことができますが、そこまでガバナンスも含めて、それからバリューチェーンマネジメントも含めて、そこまでちゃんと対応できる事業者の方はまだ日本には多くないという判断です。

ですからこれも、いやそれはそういう判断でやっています。ですから、次のガイドラインの改定のときに、どのぐらい詳しく、どのぐらいもう少し構成をきちっとして作れるか分からないですが、いまの段階では、あまり書きすぎない、あまり詳しく説明しすぎないほうが、ガイドラインとしては実務の成熟を妨げなくていいのかなという判断で、こういう状況になるんです。

でもお話しいただいていることもごもっともですので、少しそういう線に沿って修文をさせていただきますと思います。魚住委員、お願いします。

魚住委員

はい。第3章に関してですが、だいたいお話聞いていて方向性は分かっていますが、第3章の20ページのところ、ここがやはり非常に大事なのですが、これを読まないで、あとの四角の部分（報告事項）だけ見ていると、やはり問題が大きいというか。

それは、20ページでタイトルが「主要な環境課題」ですが、この「主要な環境課題」と「重要な環境課題」、これ全然意味が違って、「主要な環境課題」は、この後ろに例示されており、その中から「重要な環境課題」を特定する。参考にしてくださいという意味で書かれているかと思います。

だから字句の問題、それは前のほうの主要な実績評価指標の推移や、「主要な」と「重要な」でとても違うので、「重要な環境課題」になれば、20ページの418、419であるような、「2章 10. 事業者の重要な環境課題」に掲げる報告事項という大変なことをいっぱい書かないといけないと思います。それはそれでいいですが、パッと見たら、やはりこれ、四角の部分（報告事項）は書かなければならないものかと思われてしまいます。

それと、逆にまたこの文章だけを読むと、「主要な環境課題」を記載するのが望ましいと

か、そういう言葉が一つも出てこないのか、「重要な環境課題」だけあればいいのか、というようにも読めます。

上妻委員長

すみません。少しずつ、断片的にお答えさせていただきたいのですが、主要な環境課題と重要な環境課題は、ちゃんと定義して使っています。主要な環境課題という言葉はなかったんです。というのは、いまおっしゃったような懸念があるので使っていなかったのですが、皆さんのところにヒアリング行かせていただいたときに、複数の委員の方から、そういう表記のほうが分かりやすいというようにしていただいて、あえて使っています。

第3章に関しては、確かにここに書いてあることこれでいいのかと思ってしまっ書かれるというご懸念があるのは分かりますが、それはちゃんと読んでいただくしかないです。読んでいただくために書いているので、ここで言っている重要な環境課題というのは、事業者の方々が環境報告に記載していただくものであって、その前の段階で対策や取組みをされるときに何を注力されてやっていくのかという考え方で作られているものですよ。

この重要性に関しても、もともと財務会計から出てきているものですが、サステナビリティの領域ではちょっと概念が変質してきているので、だから見ていただいて、それぞれどのような意味なのかということをご理解いただいて書いていただくしかないんです。

ですからほかの、あくまでも例示なので、例示だということが構成から分かりやすくするために、第3章にしないほうがいいとかつくづく思っていますが、このようなものが出ていないと、それこそ何だか分からないというようなご意見もありますし、重要なものつてどのようなものがあるのかということを見せていくという意味ではあったほうがいいですが、いままでのお話を伺っていくと、やはりちゃんと読んでくださいとしか申し上げられないです。次お願いします。

魚住委員

ちゃんと読むと、「重要な環境課題」は特定して、いっぱい報告事項ありますが、それ以外の「主要な環境課題」については、書くのが望ましいとの推奨もないんです。

上妻委員長

だからそれをしてはいけないという前回の検討会のときに、それは事業者の自由な判断

を損なうからよくないということだったので、こういう構成に変わったんです。

本来は、このような構成にするのはもう少し先でよかったと思っています。私は個人的にそう思っています。事業者の方々にしてみると、ある程度プリセットされたものが見えているということが重要なので、ですから前回も読んでいただければ分かったのですが、一応原則的にこのような作り方をしていきますが、その普通の事業者の方が重要だと考えて作ったら、だいたいこのようなものがありますよという形でプリセットされたものをお見せしていたんです。でもそれがやはり分かりにくいというようにおっしゃっていただいたことがありまして、ヒアリングの結果もそういう方が非常に多かったので、ドラスティックにこのようになってしまう。

ガイドラインとしては、そういう意味では非常にすっきりしてきたんです。考え方が。ただ、これを見た人、普通の、これから取り組もうとされている方には分からないですから、それは全て、全部の負の遺産を作成の手引きに申し送ってしまうの、本当にあとの作業が大変なので嫌ですが、そちらで見ていただくのが一番いいだろうと思います。

ですから、作成の手引きとこれが本当が一緒に出ていくといいのですが、そうすると短い時間の中でやらないといけないし、そんなことはとても作業量からいってできないので、その点をご理解をいただくと同時に、作成の手引きができたのをご覧になっていただかないだろうと思います。

#### 魚住委員

あとですね、7ページ「2. 主要な実績評価指標の推移」の162から4行のところですが、「事業者が重要であると判断した環境課題（事業者の重要な環境課題）の実績評価指標による取組み実績の中から、主要な2～3指標を抜粋して」とありますが、この環境課題、複数になることもあるかと思います。そのほうが多いかと。

主要な2～3指標というのは、一つの環境課題からという意味ではなくて、複数あった環境課題の中からも主要な2～3指標を選ぶという意味でしょうか。

#### 上妻委員長

これは、それぞれの事業者の方々にとって持続性マネジメントをしていくときに、ポイントにしている指標です。だからそれが一つの環境課題から複数のものが出てくることも当然あるでしょうし、別の環境課題であることもあるでしょうし、それは事業者の方が決

めていただくことになると思います。

ちなみに、この主要な環境課題の推移が入っているのは、統合報告のことを意識して入れています。おそらくこのような持続性に関するESG報告などのガイドラインについても、この一覧を書いてくださいという項目が設けられているのは、環境報告ガイドラインしかないと思います。それは、日本のようにグローバルにいろいろなものが入ってきて、それを実務としてみんなまとめてこうやってしまっている状況の中だと、ほかに参照するものがないので、少なくともここの一覧のところを見れば、事業者の財務的な、非財務的なマネジメントの全容がある程度は分かるということで入れています。

ここに主要な2~3指標としか書いていませんが、ここもあえてそんなに詳しく書いていません。なぜかという、これは作成の手引きで説明することだと思うからです。そうじゃないと、ガイドラインの本体はガイドラインであって、作成の手引きはやはり付属文書なんですね。ステータスが低いですよ、そういうことを言うとよくないかもしれませんが。

ステータスの低いもので、ステータスの高いものを修正するというのは、ロジカルではないですから、ステータスの高いもの、ガイドラインみたいなものというのは、ある程度いろいろなものが包含できるようにしておかないといけないし、実務の成熟を妨げるようなものであってはいけないので、あえてこここのところはこのような書き方になっていますが、作成の手引きの中で少し事例を交えて、詳しく書き換えていくつもりです。ですから、いまおっしゃったような両方のケースが例えば複数の重要課題である場合もあれば単独の課題でもあるし、それは事業者の方々にとって、持続性マネジメントにとって重要にしているもの、全てが重要ではあるけれども、とりわけ注力しているものについて書いてくださいというような書き方になると思います。

魚住委員

分かりました。あと、「重要な環境課題」の会社の規模によっては、ほとんどないと言ったら問題がありますが、そのような場合は会社内で相対的に重要であれば良いのか、絶対的レベルで重要か、そのような視点での判断は。

上妻委員長

これに関しまして、おそらく重要性、マテリアリティに関する解説書を作られますので、

そこに書かれると思います。もう一つはステークホルダー・エンゲージメントをどう使っていくかについても、解説書を作成する予定でいます。

ガイドラインの中に書いてある重要課題の特定というのは、報告事項を作るときに重要な課題を特定してくださいと書いてあるわけではないです。そんなことは全く書いていないです。ここに書いてあるのは、どうやって重要な課題を特定したかというやり方を書いてくださいとだけであって、その全ては事業者の方々の裁量権の中に属しますが、それでも、あまり不親切ではよくないので、そのあたりも含めて解説書で詳しく作っていかうとしています。

#### 魚住委員

最後、1点だけ。14ページの「6. バリューチェーンマネジメント」ですが、バリューチェーンの中で、一番中心になってヘゲモニー、主導権を握れるところの立場で書くような感じで書かれていますが、実際はそれ以外のところのほうが圧倒的に多いですし、日本の上場企業などでも海外から要請されてやっている。その場合はサプライチェーン、自分のところから上流はできるけれども、全体はできないとか、そのようなものは316、317で少し触れられていますが、バリューチェーンの中心に関われないところが多いので、そのあたりの視点からの書き方とか、書かなくてもいいとか、何か。

#### 上妻委員長

これも非常に実務がばらついているところですので、ガイドラインの中にはそこまで詳しくは書かないという方針でやってきました。解説書は、バリューチェーンマネジメントについても作られます。ただこれも国によって、それから時代というか、時間の流れの中でどんどん変わって行って、おそらくグローバルには影響力を及ぼせないところも含めて事業者の責任だという考え方になっています。

ところが、日本の社会ってそのように作られていないので、サプライチェーンだからといって、発注先がちゃんとやらなかったら取引しないなどというようなことを言ってこない社会なんです、日本は。

だからアンケートを持って行ってお願いしますと協調的にやってきているというサプライチェーンの作り方になったと思いますが、それはグローバルなガイドラインを作られている環境とはちょっと違っている。

それからイギリスなどのケースだと、重要な環境課題というのは影響力を行使できるところまでが重要な環境課題であって、それ以外のところは含まれないというような考え方もガイドラインの中にはあります。ところがそのように言うと、それはよくない。自分が影響力を行使できなくてもちゃんとやらないといけないというような考え方もある。それは両方あるんです。

そのようなことを考えていくと、あまりガイドラインの本体の中には詳しく書けなくて、解説書の中でのなるべく影響力が行使できなくても丹念にお願いするとか、ちゃんとどこまでいったかスケジュールのルートをチェックするというようなことも含めてやるのが好ましいというような書き方でしかないんです。

それはもう解説書のほうで対応させていただこうと思います。そこから先に、これから5年後に次の改定があるのかどうか分かりませんが、そのころになるとそれがガイドラインの本体の中に、解説文としてでも書けるような状況にはなっているかもしれないという判断で、このようになっています。

橘高委員、それから水口委員の順でお願いいたします。

橘高委員

いまの上妻委員長と魚住委員のお話を聞いていてもやはりこのガイドラインを理解するにあたって、重要な環境課題というのと主要な環境課題というのがすごく意識的に使い分けられているということがよく分かりましたが、それがこのガイドラインを読むだけでは分かりません。

上妻委員長

書いてありますけど。

橘高委員

それで委員長が定義があるとおっしゃっていましたが、具体的にどこに定義を書かれているんでしょう。

上妻委員長

18ページ「10. 事業者の重要な環境課題」というところを見ていくと分かりますが、事

業者の重要な環境課題というのは、この1番最初の文章に書いてある意味が重要な環境課題。で、その前のところの17ページ、18ページですが、「9. 重要な環境課題の特定方法」と書いてありますよね。これは、重要な環境課題って何かと言うと、事業者が事業活動が直接的・間接的に環境に与える影響の中から重要性の高いものを選ぶというのが重要な環境課題。

橘高委員

「重要な環境課題」の概念自体はここに記載されていますが、「主要な環境課題」と「重要な環境課題」をそのような意味で使い分けているんだということが分からないのではないかなと思います。

上妻委員長

それはでは、どこかで、だからこれは、おそらく第3章の20ページのところでその説明をちょっと付け加えさせていただいたほうがいいかと思いますが、これは当初ガイドラインの原案を作るときにも、その使い分けでまたいろいろなことがあるから嫌なので、使わないようにしていたんです。主要だという言葉を入れないようにしている。

橘高委員

おそらく、「主要な環境課題」という概念が途中から入ってきたという経緯で、現在のガイドラインを読んだ人にとって分かりづらくなっていると思います。

上妻委員長

ですからそのようなご懸念を払拭できるように、特に「主要な」の使い分けのところで、これは「重要な」ではありませんよ、ということが分かるようにしておきます。

橘高委員

上妻委員長は違うとおっしゃるかもしれませんが、17ページのところなどで、解説のチェックの2個目で、「重要性（マテリアリティ）に関しては、本ガイドラインの附属文書で解説します。」と書かれていますが、なお、ぐらいいでも、一般的に「重要な環境課題」と「主要な環境課題」の用語解説を、附属文書だけではなく、本文の中自体に入れるということ

もあり得ないでしょうか。

上妻委員長

これはしないです。ガイドラインの目的としてそれはやらない。それは事業者の方々が  
お決めいただくことなので、ここで言っているのは、どのように決めたかを書いてくださ  
いと言っているだけで、どのように決めてくださいとは書いていないんです。

橋高委員

おっしゃることはよく分かりますが、ただ、第1章、2章と、第3章の違いというのが、  
前から全部読めば位置付けとしては分かるということですが、やはり読み手としてはそこ  
まで全部読まないのではないのでしょうか。

上妻委員長

ぜひ最初から読んでいただきたい。

橋高委員

作り手としての期待はそうですが。

上妻委員長

すみません。作り手などの問題ではなくて、そうなるともうガイドラインが成立しない  
です。読んでいただかなくて使っていただくのは、もうガイドラインにならないです。そ  
んなことをするためにこれを構成しているのではなくて、ちゃんと最初から読んでいた  
だいて初めてガイドラインとしてなっているので。そうじゃなかったらいらぬから全部飛  
ばしていてもいいことになってしまいます。

いまでもご懸念のあるような「主要な」と「重要な」の使い分けに関しては、ガイドラ  
インの構成のところ、4ページのところでちょっと付記をさせていただいて、もう少し  
誤解がないようにするように、「主要な」と「重要な」の使い分けが行われているというこ  
とを、もう少しそのあたりのところを注意して読んでくださいねというようなことが分か  
るように書かせていただきたいと思います。それでいいでしょうか。

橘高委員

はい。分かりました。化学物質のについて申し上げます。富田委員から指摘がありましたが、やはりちょっとPRTRに引きずられているところがあると思いますので、製品のバリューチェーンも含めてというように報告がされるように、少し説明を付け加えていただけたと思います。また、今の解説の記載のままでは、増減変化があった場合について、貯蔵量についてのみ書けばいいというようにも見えます。定量的なデータはPRTRでも開示されるのですが、定性的な情報はわかりません。定性的な情報は排出量・移動量についても同様に重要だと思いますので、誤解されないように書き込んでいただければと思います。

上妻委員長

すみません、これね、原案ができていた段階ではあったのですが、消されていますね。橘高委員からいろいろ示唆に富むご意見をいただいたので、それを反映させていただいて書いたはずですが、どこでどういう経緯か知りませんがなくなってしまっています。そのところは非常に重要なので、必ず反映するように。何かの手違いで消えていると思いますので、ご意見が反映されるように書きたいと思います。

橘高委員

分かりました。

上妻委員長

では次、水口委員お願いします。

水口委員

質問が2点と、意見を言おうかどうか迷っていることが一つありますが、質問の1点目は、作成の手引きですが、今後どのようなプロセスで作られるのか。

上妻委員長

夏ぐらいまでに作る日程にはなっていますが、次年度のことなので、私もよく分かりません。

水口委員

時期ではなくて、作るプロセスです。つまり、作成の手引きと、この付属文書的なものは、このようにやはり委員会を作って作られるのか、それともどなたかが作って発表されるのか。

上妻委員長

その件に関しては、菅生補佐のほうから。

菅生補佐

公開・非公開ということはまだ決めておりませんが、委員会の形で有識者の方にお集まりいただいて、という形で進める予定で、9月ぐらいにできれば良いと考えております。

水口委員

9月ぐらい。上妻委員長のこれまでのご答弁というのも変ですが、言われているのを拝聴しますと、作成の手引きの中で、かなりいろいろなことが書かれることになるので、そこもやはり重要なんだろうなと思っています。

実は作成の手引き的なものは、わざわざ分冊にされるというのは、読者が使いやすいよという意図だと思いますから、たくさん細かいものを作って必要なものを適宜参照してくださいという、こういうイメージだろうと思っていますが、そうですね。

上妻委員長

そうです、はい。作成の手引きの頭から読んで初めて作るようにもできるという。

水口委員

できるし、こっちを辞書的に使って分からないところだけその手引きを見るということですね。

上妻委員長

はい。相互にリファレンスできるように。

水口委員

相当たくさん手引きを作ることになると思いますが、9月までにそれを全部出してしまおうという意味ですか。

菅生補佐

今回のこちらの報告ガイドラインで全体像を示して、事業者の作成時期までに付属文書を作る、間に合うようにしたいという意図がございます。2018年度の実績を報告するのに合わせるのが、目標になっております。

ですので、その9月という時期は明言できませんのと、あとは世界的に動きがいろいろありますので、そちらも出来る限り内容として反映できればいいなという意図もございませぬので、夏ぐらいに動きがあった場合には、なかなか9月というのは難しいかもしれませんが、一応その目安です。

水口委員

これ以上申しませんが、上妻委員長の意図としては、また頻繁に改定できる、手引きのほうは頻繁に改定できるということも想定されているので、継続的にずっと作り続けられるという性質のもの、おっしゃるように外部の環境が変われば作り直すということもあるということも含めて、その部分は少し拙速ではなくて、慎重にされたらいいのかなと思いました。

それからもう1個質問ですが、相変わらずこだわっているのはこの環境会計ですが、この3ページのところ、「2. 2018年版改定のポイント」の86番には、環境会計ガイドラインを本ガイドラインに統合しましたと書かれておまして、おそらく具体的な部分というのは19ページの411番ですかね、「財務的影響額を記載する場合には、その定義、算定方法、集計範囲を併記します」という、ここだという理解でよろしいでしょうか。という意味ですか。

上妻委員長

そうですね。

水口委員

ですよね。

上妻委員長

はい。

水口委員

私はこの411番の書き方には賛成しますので、このようなことでいいのかなと思っています。今回のガイドラインの記述はこのぐらいのものにしておいて、具体的に環境会計というか、財務的な部分を報告に取り込んでいくのかということについては、少し時間をかけて検討していくということによいと思うので、411番の書き方は、私はこれでいいと思います。が、逆にそうすると、86の書き方はややミスリーディングな気がして、環境会計ガイドラインを統合したというよりは、環境会計ガイドラインについても、環境会計のあり方についても、今後この手引きの中等で考えていくというように書かれておいたほうが、親切ではないでしょうか。

上妻委員長

それもいろいろな意見がありまして、これは私もよく分からないので、菅生補佐にお答えいただいたほうがいいかもしれません。

菅生補佐

財務的な部分の取り込みは時間をかけて行う意図でやりますので、その違いについては記載の方法は考えさせていただきます。

水口委員

分かりました。

上妻委員長

論点整理のときもこの話が出てきていますが、皆さんそれぞれ環境会計についてどのように考えられているかというのは、プライベートにお話しされるといろいろ意見があって、

あったほうがいい、ないほうがいいなどという人たちもいますが、いずれにしても今回はこのガイドラインのほうに統合していく。どのような統合のあり方があるか分かりませんが、いままでの環境会計情報が大事ではないと申し上げているわけではなくて、少なくともそれについては継続されてやられていても構わないですし、ISOなどについてもそのような取組みがありますので、日本の環境会計は優れていると思っておりますが、少なくとも環境報告という枠組みの中で、財務との影響を考えていったときに書かなければならない場合があり得るといぐらいに留めさせていただいて、表記に関しては、特に3ページのところは、これは環境省としての考え方もあるでしょうし、どのようにすればいいのかということも含めてちょっと検討させていただいて、その結果については、またご報告させていただきたいと思っております。

次に後藤委員、お願いします。後藤委員、富田委員、栗野委員の順で。

#### 後藤委員

先ほどの主要と重要ということで若干付記していただけるということで、それはそれでこのガイドラインとしては結構なのですが、前回、私は財務関係の方はマテリアリティの原則が分かっているけれども、必ずしもCSRのところで、よく分かってないみたいな言い方をして飯塚委員が「逆だ、逆だ」とおっしゃっていたのは聞いているのですが、私が申し上げたのはちょっと違ってまして、財務会計では重要性原則というのは法律上の問題で、どう判断するかというのは別で、日本の皆さんは本当に法律は理解しているけれども、気候変動が重要だということを書いている企業は500社中80社ぐらいであまり書いていないという意味では、財務報告の中で「本当に重要性原則を考えてるの」とは言いたくなるぐらい。

ところが、CSR報告とかサステナビリティ報告とか環境報告では、重要性原則はGRIのG3あたりから出てきて、かなり皆さんそれにのっとって書いているわけです。日本の報告書が網羅性からマテリアリティ分析をやって、そういうものを書くように変わってきているということは事実です。

一方で中堅企業でこれを使ってもらおうというときに、先ほどおっしゃったように、そもそも重要性原則は会計の世界から来ているのだけれども、サステナビリティの世界ではちょっと違った意味に使われているとかいうようなことが、大企業の方はある程度理解されているかなと私は思っているのですが、使ってもらおう中堅企業のところではよく分から

ない。

だから、重要性原則と主要の問題は、このガイドラインには、その付記ぐらいでいいのですが、解説書ではそのへんのことをしっかり書かないと。特にTCFDはマテリアリティに該当するものについて、どう情報開示するか、業種によっては必ずしもその問題はマテリアルではないものでもどう書くかというところが、よく読むと結構使い分けをして書かれている。だから、今後、日本企業の中堅企業にもシナリオ分析等で重要になってくることを考えると、解説書ではそのところは少し詳しく書いてほしいということを要望として申し上げたいと思います。

上妻委員長

詳しく書かせていただきたいと思いますが、どうなるかはまだちょっとよく分からない。なぜかと言いますと会計の世界でも監査で使われる場合と財務諸表をつくる場合と、使い方がちょっと微妙に違う。それから、前回の2012年版には環境報告の報告原則ということで重要性について記述をしているのですが、これは財務会計ISBの概念フレームワークから取ってきた財務会計の重要性の考え方です。

ただ、統合報告がつくられる前に南アフリカで統合報告が上場企業に義務付けられましたけれども、そのときの基礎になった文章の中では財務会計の重要性の考え方が全面的に採用されて書かれている。ところが、GRIで使われているものというのは、中で意見がきちんと集約されているかどうか分からないのですけれども、微妙に変わってきている。ステークホルダーのニーズを満たすというのが会計の考え方ではありますが、もう一つ、会社にとって持続性に配慮するときに必要なことという会社の視点が会社独自の視点として、自分たちにとって重要なものは何かを自分たちがもっぱら決めるのだというようなことで実務上受け取られていることもある。だから、よくあるように、わが社にとって重要な問題とステークホルダーにとって重要な問題というような書き方になっていることがあったりして、非常によく分からないというのが現状です。

これについては、先ほどイギリスの話をしましたけれども、イギリスなどでは重要性の高いものは自分たちが操作できるものであって大きいものだけでいいと。小さいものをやったところで限界雇用が下がるから、生産力が下がっていく。つまり大事なことにお金をかけて効果のあるところだけ、とにかくまずやる。そうでないところまで網羅的にやるというような考え方ではなく、重要性のものが取られていることもあったりする。

それを全部書くと混乱の元にしかならないので、それをつくるときにどのようなプロセスでつくられるのか、まだこれから検討することになるので分からないのですが、解説書の中には日本の状況を考えて日本の事業者の方々に混乱を起こさせない程度の詳しさぐらいで書くという方向にさせていただきたいと思います。

#### 後藤委員

おっしゃっている意味は分かります。GRIが微妙に変わってきているということも、翻訳をした人間で分かってはいるのですが、いろいろな考え方があるということも分かっている。こうしてもいいのだけれども、別の考え方があるというようなことをある程度分かるようにしないと、やはり非常に問題があるかなというふうに思っていて、難しいとは思いますがよろしくお願ひしたいと思います。

#### 上妻委員長

重い宿題として受け止めますので。富田委員、お願いします。

#### 富田委員

いまみたいな議論をもし手引きの作成時にやるとすると、9月までに完成するのはかなり難しいかなという気はしますが。それはちょっと冗談です。コメント結構です。

はじめのほうから読んでいくと気になったところをいくつか指摘をさせていただきたいと思います。

まず2ページの真ん中の54行ですが、「国際的なサステナビリティ報告の作成ガイドラインであるGRIガイドラインは」と書いてあるのですが、文章的に「GRIガイドラインは」が主語になるのはおかしくて、たぶん「GRIは」にすべきで、まずガイドラインというのを消すべき。書くのであれば基準化としてGRIスタンダードとなったみたいな形にしたほうが、いつまでも古いGRIガイドラインの名前が載っているよりは明らかにいいと思います。マイナーな話ですが。そこです。

あとは全般的には非常に読みやすくなったので、非常に私はよくなったなというふうには思っておりますが、13ページの282行の解説の一番初めの行ですけれども、「ビジネスモデルは事業者の持続的な企業価値創造の仕組みを意味する用語です」と書いてあるのですが、これはどこから出てきたのか分からないのですが、これはちょっと正しくないのでは

ないかなと思います。単純にビジネスモデルはいわゆる一般用語なので、その定義はたぶんこれの一番下に書いてあるEUの定義がほぼ正しい定義というか、一般的な用語で、この「持続的な企業価値創造の仕組み」というのは価値創造モデルの説明をしている話なので、たぶんビジネスモデルではないと思います。これはちょっと間違っているのではないかと思います。

上妻委員長

すみません。そこをお答えさせていただきたいのですが、ビジネスモデル自体もものすごく概念が複雑になっていまして、日本人の学者でも言う人によって全く言うことが違う。外国のケースでもビジネスモデルに関するきちんとした文献をつくっているところは数箇所しかなく、それも全部違う。例えばイギリスのFSBなどでは、一般にビジネスモデルがどういうふうに使われているのかというのを集約して「だからこんな考え方じゃないか」というのを狭いところから広いところに広げていくというような形になっていて、きちんとした定義はない。

ただ、これは経産省なども、この話について報告書を出されていますし、GRIスタンダードの中にもこれについての説明が若干あって、その両方で長期的にどうやってお金を稼いでいるのかというのを示すものであって、金を稼ぐだけのモデルではないんだと再三皆さんが言っているのですけれども、それを要約するいい用語がなくなっている。もし、いい用語があったら、ぜひ教えていただきたいのでちょっと知恵を拝借させていただきたいと思います。

富田委員

これはあくまで解説なので、5番目のビジネスモデル記載報告事項は、どこまで期待するかにもよると思います。こういう価値創造の仕組みまで述べてほしいのか。単なるシンプルなビジネスモデルというか。

上妻委員長

価値創造の仕組みまで含めるという方向に最近では変わってきています。

富田委員

それはいいのですけれども、そうだとしたら、その価値創造に向けたビジネスモデルとか、そういうふうにしてもらわないと、たぶん、これだけパッと見た人がその違いを理解できるかというと分かりにくい。

上妻委員長

これは、ここには書けないので、解説書と作成の手引きを見ていただくしかないですね。

富田委員

そうですか。例えば、この報告事項の中に事業者の価値創造に向けたビジネスモデルと書けばいいだけだと思うのですけれども。

上妻委員長

報告事項のかつこの中はビジネスモデル。

富田委員

四角のところですね。

上妻委員長

はい。

富田委員

いま報告事項には「事業者のビジネスモデル」と書いてあるので、ここだけが何をわれわれの企業は売ってやっていますみたいな話だけに見えかねないので、価値創造という概念を入れたいのであれば、このところにきちんと価値創造に向けたビジネスモデルというふうに入れたらどうかという。

上妻委員長

これは日本の事業者の方々たちのことを、私は考えながらつくるときに議論に参加しているのですけれども、非常に真面目なので法律ではなくガイドラインのようなものが出ただけで、ものすごく忠実にそれを再現されようとする会社が多い。その事務負担は、ぜひ

避けたい。それから、ビジネスモデルみたいにほとんどの日本の企業が書いたことがないものに関して、あまり書きすぎてしまうと、それこそ実務の発展を阻害するという懸念があります。

これは、ここに書くべきことではなく、ガイドラインはこの箇所ではビジネスモデルというものを書くんだけというだけでいいのであって、余計な説明はなるべく省きたいというのがもともとの意図です。具体的にビジネスモデルをどうつくるかは、やはり作成の出引きだとか、解説書を見ていただくしかない。

イギリスは上場会社にビジネスモデルの開示が義務付けられていますから、見ていただければ分かるのですけれども、どの会社も千差万別です。価値創造のことまで書いてあるようなところもあれば、何も書いていない。スローガンだけ書いてあるところもあります。監査対象になっているけれども、それでも監査を通過している。そういう状況です。

それを日本に持ってきて、こういうふうに詳しく書くんですよというところまでは、まだ書く時期ではないというのが、ここに書いてある、こういうふうな表現になっている判断根拠です。ですから、作成の手引き？解説書ではなるべく事例をお見せしたいのですけれども、事例も日本にないですから、詳しく書いたらこんなふうになっていて、構成要素はこんなふうになっていて、こんなことを書く。日本の場合だったら、ここはこんなふうになるかもしれませんみたいな書き方しかできないです。

#### 富田委員

少なくともこれは非常に分かりにくいのではないかな。特に、この「ビジネスモデル何か」というのを持続的な企業価値創造の仕組みを意味する用語です」と書いてありながら、下のEUのところの定義が出てきたりするので、明らかにこれは違ったことが書いてありますので、非常にこれは混乱を招くかなと。

#### 上妻委員長

いや、EUの中も上のようなことが書いてあるのですけれども、要するに一言で言えばというふう書いてある。

#### 富田委員

そうですね。なので、どちらかというところはシンプルに書いて分かりやす

くしたほうがいいのではないか。ここはちょっと読んで分からないだろうなというのが私のコメントです。

上妻委員長

はい。分かりました。

富田委員

これで上妻委員長が「読者が自信を持って理解できるだろう」とおっしゃるのであれば、特に反対は。

上妻委員長

いや、理解できるというか、これだけ見ていただいても、もともとやったことがないことですから理解はできません。先ほど申し上げたように、ここの項の目的というのはビジネスモデルというものを書くのだということを知っていただくだけであって、事例に関しては作成の手引きや解説書を見ていただくつもりでこういうふうにしてあります。そこに詳しく書いてしまうと全く実務がない状況ですから、それに引っ張られてしまうことのほうが怖い。ビジネスモデルを書いてくださいというだけで足りるというのが、ここの趣旨です。

富田委員

であれば、なるべく解説をしないで下手な定義をしないほうが私はいいのかなと思います。

後藤委員

解説文の1行目を削って。

上妻委員長

分かりました。

富田委員

1行目は、ぜひとも消してもらえば私の問題はなくなる。

上妻委員長

分かりました。じゃあ、1行目は消させていただきます。

富田委員

なので、2行目からビジネスモデルは事業者が何とかかんとかを書いてあれば別に何とも違和感はないのですけれども、この1行目のこれが出てくることによって大混乱を招くかなというところですよ。

上妻委員長

分かりました。消させていただきます。

富田委員

ありがとうございます。それから、たくさんあるのですけれども、いままでの議論を聞いていると15ページの長期ビジョンが一項目として本当に出てきていいのかなというのは疑問がいまふつふつと湧いてきています。中堅企業対象ということになると、この長期ビジョンみたいなものを一つの項目でばんと打ち出すというのは、かなり時期尚早にすぎるとかなという感じがします。逆に言うところのへんは、それこそ解説のほうに入れる話で、かといって。

後藤委員

反対、反対。

富田委員

ただ、長期ビジョンという言葉が出てこないのはよくないとすれば、次の戦略のところにはシナリオとかいう話が出てくるので、そこのところに文言を入れるぐらいの程度が妥当な線ではないかと私は思います。

上妻委員長

ガイドラインの検討委員会がはじまったとき申し上げたのですけれども、論点整理の状況を踏まえて、そこからグレードアップしていくという考え方でやっていて、長期ビジョンを書いていただくというのは、もう論点整理のときに主要な項目で載っている。

富田委員

分かりました。

上妻委員長

その経緯に関して、長期ビジョンもおそらく詳しいものを想像されていると思うのですが、いろいろな書き方があって、そのこと自体は後藤委員にちょっと説明をしていただいたほうがいいかな。

後藤委員

いやもう。

富田委員

そこに入っているものは絶対に入れなければいけないというルールなのは。

上妻委員長

例えば、日本の国全体も二酸化炭素の2050年の削減目標を持っているわけです。それに沿ってビジネスを進めますというようなくらいのところまで守備範囲として長期ビジョンのところでは想定しています。ですから、長期ビジョンについては解説書はつくらないと思いますけれども、作成の手引きのところでは事例をお見せすることで分かっていたけるのではないのかなと思います。

富田委員

それは、そこで解説すれば分かるのは間違いないとは思いますが。私の問題意識としては、先ほど中堅企業でビジネスモデルも書いたことがない、ガバナンスについてもわけが分かっていない企業に対して長期ビジョンという話をしているのかという問題意識として、そういう提議をさせていただきましたという意味です。

上妻委員長

分かりました。ありがとうございます。

富田委員

それから、次の戦略のところ、報告事項の中で「持続的な事業戦略」と書いてあるのですが、持続的な事業戦略が言葉的に何となく事業戦略が持続可能なように読めてしまう。たぶん、これは持続的な事業までにはしかかからないはずだと思います。なので、例えば、持続可能性に向けた事業戦略とか、言葉が少し分かりにくいかなというのが、まず一点。

あと、この解説の戦略の中に中期計画の中にどう取り込まれているかみたいな、企業で一般的にやられているプラクティスの話を入れてあげたほうが。ちょっと別ものみたいに見えるのはよくないと思いますので、中計の話みたいなものをどこかでちょっと触れておいたほうがよいかと思います。

上妻委員長

お答えさせていただきたいと思います。ここところは前回どういうふうにかかれていたかという事業者が持続可能な社会にどう適応していくか適応戦略を書いてくれと。おっしゃっていることをうまく表現できていないのだと思いますけれども、ここところは検討させていただいて修正をさせていただきたいと思います。

富田委員

すみません。たくさんあって恐縮ですが、17ページです。重要課題のところ、これは議論をすると尽きないのですが、報告事項にいま3つ項目が上げられているのですが、まず手順が書いてあって、2番目にいきなり「特定した環境課題を重要であると判断した理由」というのが出てくる。2番目ぐらいに特定した重要課題のリストみたいのがあってもいいのかなと思います。

これは、次の10番で確かに何が特定されたかというのは分かるのですが、この流れからすると特定する手順が書いてあって、何が重要な課題だと特定されて、その課題が重要であると判断した理由と書いたほうが三段論法的には分かりやすいかと思います。

上妻委員長

これ、GRIスタンダードもG4もない。

富田委員

リストはあります。

上妻委員長

リストはあるんですか。

富田委員

別のこともありませんけれども、あります。

上妻委員長

そうですか。ちょっとそれは検討させてください。

富田委員

それから18ページで、この報告事項の真ん中、5番目に「財務的影響が大きい場合は影響額と算定方法」というインパクトの話は書いてあるのですが、マネジメントコストみたいな話も環境会計の流れからどこか一項目ぐらいあってもいいのかなと思います。

これはあってもいいかなと思う程度なので、ぜひとも入れましょうとは必ずしも言いませんが、そういう考え方もあるかなと思いました。

上妻委員長

はい。分かりました。検討します。

富田委員

それからあと、3章に共通してどうやって入れるかという話なのですが、後ろのほうは比較的データみたいな話になると思うのですが、データのバウンダリーとか、算定方法を書けというところをどこかにぜひとも入れていただきたいと思います。

19ページの「リスク・機会の財務的影響」のところは、財務的な影響額を記載する場合

には、その定義、算定方法、集計範囲を明記しますと書いてある。これを環境データのほうにも入れないと、なかなか重要な環境会計のマテリアリティを分析するときのバウンダリーとは同じにならないというケースがあると思います。実際に気候変動の問題となるとバリューチェーンも含めた全部のバウンダリーになるはずなのだけれども、実態としてスコープ1、2に関しては国内の事業所からの排出量しか報告されていない企業がたくさんありますので、それは現状のプラクティスでしかたがないと思いますが、その数値はそれとしてきちんとそのバウンダリーをそれぞれのデータについて付記する。

あと、スコープ3などの場合は算定方法がさまざまあるので、どうやって算定したかというのを書いてもらうというのを、この3章の中、20ページあたりで書いていただく。

上妻委員長

19ページの403、404では不十分ですか。

富田委員

ここに書いてあるんですね。

菅生補佐

18ページのほうで一応、報告事項の3番目、4番目のところに書いてあります。

富田委員

ここに書いてありますね。

菅生補佐

ただちょっと分かりづらい。あらためて第3章の20ページに書いたほうが確かにいいですね。

富田委員

たぶん、私は、この重要課題を特定するときのバウンダリーの話が実際のところデータのレベルになってしまう。そこまできちんとついていけないという実態がたぶんあるので、そこを明確にさせていただくような形で、ここは書いていただけるといいかと思いま

す。そんなところだと思います。

上妻委員長

はい。ありがとうございます。では、栗野委員、お願いします。

栗野委員

かわいらしいほうから申し上げます。かわいらしいと言っているのは、形態、形式、形状をどうするのかという若干質問でもあるのですが、通常、環境省は印刷物の紙資料の削減ということもやっていらっしゃるし、全体的に予算の問題もあるので、おそらくこのガイドラインもある程度は印刷はされると思うのですが、たぶん基本的にはPDFで掲載されるということになると思います。ページを入り繰り返して最初から順番に読んでいけばいいけれども、必ずしもそうでもないだろうと。委員長は「ちゃんと最初から読め」とおっしゃるかもしれないけれども。

上妻委員長

読めとは言ってない。読んでくださいと。

栗野委員

例えば、長期ビジョンを残すかどうかとかあるかもしれませんが、前のほうのページで長期ビジョンという表現があって、それは明らかに後段で出てくる長期ビジョンを指されているのだと思うのですが、特にPDFのようなものになった場合は、そこにリンクをはめ込むようにしてあげると非常に読みやすくなると思います。そういった読みやすさの工夫ということを、特に電子化されている時代ですので、そのあたりは意識をさせていただくといいかと思います。

上妻委員長

それについては論点整理のときも出ていますので、ガイドラインができて次の段階のときに検討することになると思います。

栗野委員

同時に印刷物も出るので、長期ビジョンだったら、例えば、かっこして第何ページ参照とかいうふうに表現も付け足しておいたほうがいだろうとは思いますが。そのあたりは簡単な編集作業の問題だと思いますので、ご検討いただいたほうがいかなと。

上妻委員長

もし、そうするときには、たぶん本文の中に入れ込まないで注記か何かすることにします。

栗野委員

それでもよろしいかと思えます。そういう観点から若干つながって申し上げると第2章、178から181あたりに要約を含めるだとか、参照先情報をということが書かれているのですが、これもどこまで細かく書くんだということはあるとは思いますが、皆さん実際にはPDFやリンクで飛ばしてとか、注記でURLを入れたりされていますので、そういった形での利便性を高めるということが有用ですというふうに、このあたりウェブ化されている時代を意識した表現で有用性を補強したほうがよろしいかと思いました。これがかわいほうです。

かわいくないほうは、同じページで率直に申し上げると、申し訳ないのですが、この図は何を言っているのかが理解できませんでした。

上妻委員長

この図は最初の原案のときからあって、取り切れていないのです。なくても別にいい。ただ、全面、字と数字ばかりでは、それこそかわいくないので、少し内容を理解できるような図を入れていきたいとは考えているのですけれども、正直な話、まだそこまで行っていない。とにかくガイドラインの本体をきちんとつくることが前提であって、これは取り切れていない。もし、これは何を言っているか分からないからやめたほうがいというのであれば即、取ります。

栗野委員

意図は分かります。要は「順番どおりに書くのではないよ」というところで、実際のこのガイドラインの章立てと報告の章立てが合致しているものではないよというのを伝えた

いというところから書かれているのは分かるけれども、かえってこれは構造的にもなく関係性も分からないので、いまの状態であれば私はこの図があつてかわいらしさがあると思えませんので、取ってしまってもいいのではないかと。

上妻委員長

検討させてください。

栗野委員

はい。それから9ページです。経営責任者のコミットメントで修文されているのですが、これも変わっていない。192に「評価の基点」と書かれているのですが、これは評価の基点ではないのではないかと私は思っています。なぜここを評価の基点とされたのか解説していただけますでしょうか。

上妻委員長

これはガイドラインの一番最初のところに環境報告の役割というところで外部的な機能としてプレッジ・アンド・レビューという言葉が出てくる。そこから、この後のコミットメントの話で連綿とつながっている。つまり、経営者の方々がわが社はどういうふうに自主的に対応していきますということを明言していただくことで、そこから先に出てきた実績と比較するという形での基点という意味です。

基点という言葉が悪ければ、何かいい用語があれば教えていただきたい。ここらへんもあまり詳しく書きすぎて具体性を持たせてしまうとそれで拘束することになりますし、正直な話、当社のコミットメントなんて書いてある会社は昔はありましたけれども、いまはほとんどないので、もうトップメッセージであつて内容的にはコミットメントに近いものもあれば、そうでないものもある。これはやはり優良なとか、先進的な事業者の方々がいい事例を積み上げていくいただくことで進歩を待つほうがいい。

言葉の意味が分からないということであれば、もう少し分かるようにさせていただきたいのですが、あまり分かるように、具体的に特定するところまで書いてしまうとそれこそ環境報告の機能はというところからはじめなくてはいけなくて、プレッジ・アンド・レビューが重要で済みたいなことになってきてしまう。それはどうかなという判断で基点という言葉になっています。

栗野委員

分かりました。いまのをお聞きして「では、やはり違います」ということを申し上げたいのですが、読み手によってももちろん違うと思いますけれども、例えばNGOはコミットメントそのものを評価の対象としているので、それを無条件に評価のベースラインとして受け入れているわけではない。そうするとコミットメントというのが、この状態で書かれるとコミットメントは無条件にいったん評価のためにベースラインとして受け入れられるような誤解を与えるので、これは違うと思います。

上妻委員長

それは直させてください。

栗野委員

では、次。ここは深く読めば間違えないかもしれないけれども、この並びはどうかなというのがちょっと懸念された部分です。12ページ、リスクマネジメントの266から267で、リスクとは非常に実態的な自然災害から、いわゆるTCFDが言うような移行リスクまで幅広く含まれているよということを伝えようとしているなというのは分かるのですが、いままでの報告書の状況を見ると基本的に皆さんBCPで書かれてくるだろうと。やはり、リスクマネジメントは、その意味ではまだ非常に矮小に捉えられていると思うので、この書き方ではもうちょっと視点を広げる必要がありますよというのが十分に伝わらないのではないかとは思いました。

書き方をどうすればいいのかというのを具体的に持っているわけではないのですが、ここだといままでどおりの事故対応で記載の内容として終わる可能性があるかなと思います。実際に書かれる章立てからしても、たぶん報告書の形態として違ってくるのではないかと思うので、ここに並列的に書いてしまうことにやや違和感を感じました。

上妻委員長

266、67の問題ですか。

栗野委員

そうです。「発生原因には持続可能な社会の移行に伴う事業環境の著しい変化」とあり、それこそビジネスモデル的な変化と自然災害とか事故への対応でBCP的な話というのが、非常に異質なものが私が読んだ限りでは同列に書かれているように思えた。なので、そこはやはり性質が違うので、これを同じところの報告事項として集約的に書くというのは読み手としてもおそらく情報が探しづらくなってしまいますので、分けたほうがよろしいのではないかと思います。

上妻委員長

文章として分けるという意味ですね。

栗野委員

ちょっとそこが。

上妻委員長

表現ぶりを変えて。

栗野委員

表現ぶりを変えるか。

上妻委員長

だから、例えば、持続可能な社会への移行に伴う事業環境の変化みたいなものをまず書くとして、その次あたりに、それ以外にBCPのような形で自然災害に関するリスクもそこに含まれるケースがありますみたいな書き方でいいですか。

栗野委員

実際に、例えば気候変動だと物理リスクも移行リスクも一つのリスクと最終的にはなるので、一緒でもいいかなとは思いますが、そこはほかの皆様方の実際に事業者の方が、それでじゃあ本当にうまく書けるのかという視点で検討していただければいいかなと。

上妻委員長

ここも再三申し上げている他の箇所と同じなのですが、リスクマネジメントについて、ここになぜ載っているかというところは前のガイドラインにないのです。なぜ載っているかというところはTCFDの最終報告書があって載せざるを得ないからです。ほとんどのケースがBCPのことしか書いていなくて、全社的なリスクマネジメントを持っている事業者の方はそんなにないと思います。けれども、TCFDなどの場合ではグローバルな企業のことを対象にしていますから日本のことなどは考えていない。それは日本とグローバルな企業とそれ以外のところとあるという意味ではなく、日本と日本以外というくりでしかない。だから、グローバルな常識から言ったら、このリスクマネジメントの情報というのは通常ボードの方々には全部ご存知なはずなのです。

ところが日本は違ふと。日本は違ふときに、あまり詳しく書かないというのが大事であって、もし書くのであるとしたら先ほど来申し上げているように、作成の手引きでそれについて解説させていただくしかない。ここに詳しく書いてしまうと、それに拘束されて実務の発展を阻害するというのが最大の懸念です。

ですから、分かりにくいというふうにおっしゃるのであれば、分かりにくいほうが私はいいのだと思っています。TCFDの問題がありますから、これについては解説書がつくれるかどうか分からないのですけれども、それを見ていただいて合わせて考えていただくしかない。ここを単独で見ただけだと困る箇所がいっぱいある。複雑な台所事情で、どうしても載せざるを得なかったというところではあります。

これがなかったらTCFDに対応しようと思えば皆さん書かざるを得ない。書くときにTCFDの開示項目に沿って書くのでしょうか。いままでどおりBCPのことを中心に書かれるのではないのでしょうか。だから、あくまでもそうではないこともありますよということを注記喚起で含めるという意味で、あまり詳しく書きすぎないという程度でこのぐらいの書きぶりになっている。いまおっしゃったようなことよく分かりますので、この解説文をちょっと分かれるように、ごっちゃにならないように修文させていただきたいと思っています。

栗野委員 そうですね。少なくとも解説文は分けて、非常に異質なものがいろいろとリスクの中にありますよというのが分かる程度の見え方でもよろしいかと思っておりますので、そこはではご検討ください。

次、先ほど富田委員から出た長期ビジョンのうんぬんですが、逆に私としては、ここに2030とか2050という年を表す表現が全くないのはなぜだと思いました。

上妻委員長

四角の中（報告事項）ですか。

栗野委員

いえ、7の。別に最終的に長期ビジョンがどこで設定されるかはいいのですけれども、長期ビジョンというところで、おそらく2030とか2050とか。ごく一部の先進的な大企業では、その意識を持たれていると思いますけれども、通常の日本企業のいまの発想だとだいたいとはそうではなく、言って2020だったりする。それでもかまわないけれども、もちろん改定の背景にいろいろ書いてあるとおっしゃるかもしれませんが、現実的にこれを読んで、ここだけパッとまた読み返すときにじゃあ改定の背景を振り返ってみるのかと言ったら振り返りませんので、長期ビジョンというのは2030から2050までのものも含まれるぐらいに私は明示したほうがよろしいのではないかと思います。

上妻委員長

それは解説書と作成の手引きのほうに申し送るつもりでいます。なぜかという日本の状況から言うと、これは書けない人たちもいっぱいいる。例えばボードのメンバーが3年ごとに替わってしまったり、中計でビジネスをつくっているところに10年先の長期ビジョンでもつくるのが大変なのです。

ところが、日本の事業者の方は非常に真面目だから、ここに書いた段階でやらなければいけないと思って、できないことをやらなければいけなくなってしまう。そうするとガイドラインなんて見られなくなってしまうから、いまの段階では、そうではないのだ、もっとラフなもので定性的なものでもいいのだ。そういうことをするために余計に書きすぎないようにしてあるのであって、おっしゃることはよく分かるのですけれども、実務の状況を考えればそれはここで書くべきことではないのではないかというのが、こういうふうになっている判断です。

栗野委員

分かりました。では、先ほどリンクさせればということも申し上げたので、であれば「冒頭の改定で説明したように」ぐらいに一文すっとう入れて、冒頭の改定でリンクを飛ばして

「2030とか2050とか書かれてたな」というふうに振り返りがすっとできるような誘導性を持たせるというのでいかかでしょうか。

上妻委員長

ここにリファレンスがたくさん載ってくると見づらくなってしまいますので、解説書をつくれますから、解説書と作成の手引きをぜひ見ていただきたい。それがあれば分かっていただけだと思います。それが全部でセットになっているので、実務の進歩、発展を待たなければいけない項目については、余計に書きすぎないというのがこうなっているところなので、これでも書きすぎなぐらいかなというふうに私は思います。

栗野委員

確かに、あまりハードルを上げてはいけないとは思いつつも、枠組みを超える長期というのは、どういうところを想定しているのかというメッセージ性は私は重要だと思います。

上妻委員長

それは次回の改定のときに申し送らせてください。まだ時期が早いというふうに判断してやっている。

栗野委員

そうなのか。ずっとここをやってもなかなかなので、ちょっとそこはまたじっくりと考えていただければと思います。

次が、その隣のページの16ページです。8の戦略の解説の352から355ですが、もちろん委員の方々のさまざまな意見の反映の結果こうなっているのだろうなということは想像に難くありませんけれども、同時にハードルを上げすぎないとおっしゃっているところも考えるとこの問題をやってある程度分かっている私もこれを読んだら「やーめた」です。こんなにハードルの高いものをガイドラインの枠組みの中に入れてしまうことは、私はやはり反対です。

上妻委員長

これは、でもTCFDに対応しろと言ったらやらざるを得ないことですから、いずれやら

ざるを得なくなるので。

栗野委員

それこそ手引きのほうで、これを書かればよろしいのではないですか。

上妻委員長

だから、手引きのほうでは、解説書もつくります。

栗野委員

これを枠組みの戦略の中を書くかということです。

上妻委員長

でも、委員の方々にヒアリングさせていただいて、もっと書けという方もたくさんいらっしゃる。

栗野委員

それは私も非常に「そうだろうな」と。どなたが言うかもだいたい分かるぐらいで。それを分かった上で「いや、でも、これやっぱり中堅はついてこられないだろう」と。

上妻委員長

だから、啓蒙的にこういうものがありますぐらいの程度で足りると思いますので。

栗野委員

それであれば長期ビジョンで2030、2050と書いてもいいのではないですか。

上妻委員長

だから、妥当性を検証することが望めますぐらいの程度にするか、ちょっと文章を考えさせていただきたいのですけれども、シナリオ分析については、もうここにしか載ってこない。ここに載せること自体についても私は気候変動のところに申し送るべきだと思っていますから、あまり賛成ではないのですけれども。

栗野委員

では、長期ビジョンに2030、50を書くのかということと、ここを残すのかということはバランスを取ってぜひご検討いただきたいと思います。

上妻委員長

分かりました。この位置に関しては、ちょっと考えさせていただきたいと思います。

栗野委員

以上です。

上妻委員長

ありがとうございます。

米山委員

ありがとうございます。ずいぶん前に松川委員がおっしゃったことで、目的を切り出して明記するという事は私も必要だと思っています。このガイドライン全てが目的に対する手段として書かれているわけですから、その手段の手引きは目的との対比においてのみ評価できるものですので、インプリシット（暗黙）でも書かれていると思うのですけれども、やはり切り分けて明示することが必要だと思っています。いま申しましたけれども、ここでは内々に何が目的かということは共有されていると思うのですけれども、外に出すということになるとそこを必ずしもご存じない方を対象に見ていただくこととなりますから、その意味でも目的の明記は必要だと感じています。

先ほどの松川委員と上妻委員長のやり取りを拝見していると、そこで言う目的はどんなことが書かれるのかということについて認識のギャップがあるように感じていまして、私の印象としては現在、環境情報に関する意識が低いので、注意を喚起して意識を高めて、そのことを通じて自発的に実務が成熟していくことを望んで書かれているものだというようなこと。そうであれば、ある特定の年次ごとの改定が予定されているとか、その程度のことにかまわないと思うのですけれども、逆に言うとそのあたりの記述というのは、あったほうがいいと思っていますので、ご検討ください。

上妻委員長

それについて言葉足らずで本当に申し訳ないのですが、実は、素案の「はじめに」のページが全く抜けている。これは、きょう間に合わなかったものなのですが、おそらくここに環境報告の役立ちみたいなものも含めて、ガイドラインの目的みたいなものも含めて少し詳細に書かれることになると思います。これは検討会に間に合わなくて本当に申し訳ないのですが、事後に送付をさせていただきたいと思いますので、それをご覧になっていただきたいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。ちょっと私が言うのを忘れていました。何か捕捉があれば。

菅生補佐

いまお話しいただいたとおりに国内外の情勢から環境報告ガイドラインは改定されていますけれども、目的については、「はじめに」ので書かせていただく予定であります。すみません、ありがとうございます。

上妻委員長

ほかにいかがですか。

米山委員

一点だけよろしいですか。もう本当に短く終わりますけれども、要は読む方の目線に立ったときに、たぶん最初に気になるのは「俺たちに関係あるのか」ということだと思います。このままですと対象者というところで記述がありますから、何となく自分たちもかかるかなと読めなくはないのですが、そこでおしまいになります。その意識がまだ低いと思って自覚があれば、もうそれでこのガイドラインの対象になるんだよという形に誘導する意味でも目的の明記ということについては、ぜひご検討いただければ幸いです。

上妻委員長

ありがとうございます。そういうふうに対応させていただきたいと思います。藤原委員。

藤原委員

意見を1つと細かな質問を1つだけさせていただきます。まずは意見です。冷静に考えるとここに企業側の人間は私1人しかいないので、実務担当者からの意見とさせていただきたいのですが、15ページ、16ページのところですが、私の感覚からすると長期ビジョンをつくるほうが実は楽です。なぜかというとなんな先のことには責任がないから。5年先のことを書けと言われるといきなり事業部門から「そんなのできない」と叩かれます。たぶん、それは中堅企業も事情は一緒ではないのかなという気はします。むしろ、「2030年とか2050年とかの先のことをまず一回考えてみてください」というふうに言われたほうが楽で、5年先後のことを考えてくださいと言われるたら担当者は困ってしまうなという気がします。

16ページのシナリオ分析について言えば、確かにTCFDの話があって、われわれも大騒ぎをしていますけれども、われわれのような大きな企業でも大騒ぎしているレベルなので、中堅企業ではとてもではないけれどもこんなところに行きつかないと思います。TCFDの最終報告書に、大半の企業がシナリオ分析を出すには5年ぐらいかかるだろう、と書いてあります。そうすると、5年後に、このガイドラインがどうなっているかということを見ると、今急いでシナリオ分析を必須項目のように示すのは、ちょっと早すぎるかなと思います。なので、こういうことが重要ですよと書いてしまうときついので、こんなことも求められていますよというような簡単な情報提供ぐらいでもいいのかなと。あくまで意見の表明なので判断をお任せします。

次に質問です。細かい質問ですけれども、25ページの資源循環のところは分からないんです。ここで緑の四角の中（報告事項）に枯渇性天然資源と再生可能天然資源というワードがあって、そもそも再生可能天然資源という言葉もあまりなじみがないですけれども、一般的な再生可能資源を差すのだとすれば、普通は水とか農産物とか木とか自然に生えてくるというか、湧いてくるものなのを意味するのかなというふうに思うのですが、そういうものを指していらっしゃるのか。それともリサイクル可能な資源のことを指していらっしゃるのかというのは、どちらでしょう。ちょっとそれによって内容がちょっと変わってくるかなと。

上妻委員長

前者。

藤原委員

前者ですね。

上妻委員長

はい。

藤原委員

前者だとすると、ちょっと違和感があるのは、報告事項の3つ目のところに枯渇性の資源と再生可能資源の比率を書けと書いてあるのですけれども、この必然性は何なのかなど。われわれで言うと食品の企業なので、容器とか何らかのいろいろな物質があるのと、後は農産物があるのですけれども、その比率は投資家とかほかの方には興味があるのかなというのが疑問です、

後藤委員

これは再生資源の間違いじゃないかな。

藤原委員

ですよ。リサイクル比率を知りたいのであれば意味は分からなくてもいいと思うのですが。と言うことで、私が疑問に思ったように「再生可能資源とはいったい何なんだ」みたいな話はきちんと書いてあげないと分からないかなというふうに思います。ただ、どちらにしても何となくおかしいなという感じはします。

上妻委員長

あっても意味がないということですか。ないほうがいいということですか。

藤原委員

意味がないのではないかなと思います。例えば、われわれで言うとESGのアンケートなどで最近聞かれているのは、容器で言うと鉄とアルミの量を示せみたいのはくる。それぞれにそのリスクの意味合いが違うから、聞かれる意図は理解できます。でも、鉄とアルミと紅茶葉との比率を示せというのは、全く意味がないような気はするのですけれども。

後藤委員

バージン原材料とリサイクル原材料のことは必要だと思うのですが、その書き方だと全然分からないですね。

魚住委員

ここはGRIを参考にして再生不能原材料と再生可能原材料、さらにリサイクル材料で区分したほうがいいのではないかと思います。また、原材料にするといまの天然資源投入量というところからエネルギー資源投入量を外すべきではないかと私は考えます。

エネルギーを外したらいいのですけれども、それはどこで表すかというところと21ページの気候変動のところエネルギーの使用があります。ここで総エネルギー使用量ということで、22ページの445、446行ですけれども、内訳の量がなしでジュール換算、エネルギー換算をして出していると。ここをエネルギーの内訳の量、キロリッターとか、そういうの（使用量）も開示させることによってエネルギー投入量を外した原材料を資源循環のところを持ってきて、再生不能原材料、再生可能原材料、それらからリサイクルされたリサイクル材料というような形にするほうがいいのではないかと思います。

上妻委員長

分かりました。いまのような形でどうですか。つまり、水資源とエネルギーは、それ以外のものだということがきちんと分かるように少し区分して。

藤原委員

たぶん、それに農産物も外すべきですね。

上妻委員長

はいはい。

藤原委員

を除いた原料ということで、おっしゃっている。そうすると再生できるかできないかというところだと思うので、「枯渇性資源」というワードは外すともっといいのかなと思います。

す。

あと細かな話を言うと、実はそれも出せるものと出せないものがある、例えば再生紙をどれくらい買ってきたかは分かりますけれども、われわれはアルミ缶の原料を買ってきて、それがどのくらい再生されたものかはトータルの国のデータからしか出てこなかったりするので、若干そのへんは解説するところか、もしくは手引書のところで、もうちょっと緩やかに。

上妻委員長

それはなるべくできる範囲でみたいな。

藤原委員

はい。そんな感じにはしていただけると。

上妻委員長

はい。分かりました。いずれにしても、このへんのところは少し丁寧に直しまして、また委員会が終わったあとで見ていただくことになると思います。よろしくお願いします。ほかにはいかがでしょう。魚住委員、お願いします。

魚住委員

23ページの水資源ですけれども、451行で「水資源（淡水）」としているので淡水がイメージされてしまうのですけれども、459の内訳のところでは、例えば上水、工業用水、地下水、海水等のように、海水を入れてほしいと思います。というのは、原子力発電や火力発電では大量の海水を使っています。ガス会社も大量の海水を使っている。だけど、非接触式、要するに汚染させていないということで、使ったぶんを全量また海に戻しているということで開示されていない場合が多い。しかし、冷却水として使っている場合は温度が5度とか7度上がっているわけです。ガス会社では温度が下がっている。こういうのは開示していないので、やはり開示すべきではないかと思います。それを開示しないなら、生物多様性のほうに与える影響、生態系のほうでどういう影響を与えているかという面でも開示していただけたらと思います。

上妻委員長

このところは当初、報告事項の一番下のところが念頭にあった報告事項です。つまり、バーチャルウォーターについての注意喚起ということをつくっていったのですけれども、それ以外のところの、いわゆる現行の環境マネジメントで行われている水資源のことも含めて海外の事業所があるようなケースでは当然管理も必要だし、サプライチェーンについても、そういう管理をしていただけるようなお願いというのにも注意として持っていたきたいということでだんだん広がっていった。おっしゃることはごもっともだと思いますので、451の水資源のあとに特に淡水と「特に」と入れて、解説の中に海水等も含めるということで、工業用水等も含めるということでもいいでしょうか。

魚住委員

はい。

上妻委員長

そうさせていただきたいと思います。ほかにいかがでしょう。はい、お願いします。

日本公認会計士協会

皆さんの白熱した議論を聞いていて、私から質問を2つさせていただきたいと思います。このガイドライン本体の内容についてではなく、ガイドラインと付属文書との関係についてです。

1つ目は、先ほどからいろいろ議論になっていましたTCFDに関することです。こちらはいま世界で議論がはじまっていて、どんどん進める国が多くなるのではないかと考えています。それをこのガイドライン中には少し触れるような文章の意味合いで「こういうものがあります」程度になっているとされているのですけれども、解説書のほうでは、事例とか設例で何か実務を持ち上げていくようなことをされるのかが1点目の質問です。

上妻委員長

では、お答えさせていただきたいと思います。2ページの57から59にTCFDのことはちょっと言及させていただきました。それから、特にシナリオ分析については、やはり啓蒙的な意味合いも含めて解説書等で意義だとか、どんなものがあるってどういうふうを書くの

かとか、考え方がどうなっているのかということ詳しくつくっていきたいと思います。それと作成の手引きの中で、もし簡単につくるとすれば、こんなような事例もありますよというのを海外のものを持ってきて日本語にして見せることにはなるとは思いますけれども、いい事例を選んで見せるようにするようになっています。

日本公認会計士協会

大変だと思いますけれども、ぜひよろしく願いいたします。

2つ目の質問ですけれども、先ほど重要課題の特定プロセス、マテリアリティについて少し議論があったかと思えます。釈迦に説法になりますが、財務会計上は投資家の経済的な意思決定に影響を及ぼすか否かということですが、環境、非財務のエリアですと少し違う捉え方をしているのかなと感じています。ステークホルダーのエンゲージメントと、あるいは会社の業務の内容をいろいろ考えて特定していく。サステナビリティ報告書などでは、マテリアリティ特定プロセスを会社が持っていて、そこで課題を特定していくと理解しています。今回は、対象が中堅企業ですからプロセスを持っていない場合には、環境報告に特化したプロセス策定を想定されているのか。あるいは、サステナビリティ全体について、そういうものをつくっていき、その中で特定されたサステナビリティ課題のうちの環境に関する項目を取り出して、これを当てはめて考えていくのか、手引書や解説書のほうでご説明されるのかなとは思いますが大枠のお考えをお聞かせいただければと思います。

上妻委員長

基本的な重要性の考え方については、ステークホルダーの意思決定に影響を与える。つまり、その情報があるかないかで意思決定が変わるという財務会計的な考え方での重要性は変わらないです。

ただ、特に監査などの領域で言われている虚偽記載だとか脱漏のところで、脱漏があってはならないという網羅性をどう確保するかという意味での重要性は、ESG報告、サステナビリティ報告ではちょっと違ってきます。つまり、除外していいものを除けば、会計的に見ると重要な課題、重要性のあるものは報告せざるを得ない。だけれども、さっきもちょっと申し上げましたけれども、直接影響力を行使できなくて、しかもそんなに大きな問題ではないものについては、例えば、社会にとって重要であるものであっても直接対象

にしないという考え方が若干は含まれている。

それは重要性をどう決めるかの話であって、ガイドラインについては重要性をどう決めるかについては全く言及していない、立ち入らないという方針でやっています。ただ、それではあまりにも不親切なので、解説書をつくって「こういう考え方でやっているんだけど、それは全て事業者の方々のご判断にお任せします」ということで投げるつもりでいます。作成の手引きの中では、なるべく啓蒙的にいい事例を少しずつ入れながら注意点を書いていきますけれども、それであっても重要性をどう決めるのかについては積極的には言及しないつもりでいます。

日本公認会計士協会

ありがとうございます。財務会計は投資家の経済的意思決定ということでフォーカスされておまして、サステナビリティのエリアも投資家にフォーカスして考えていくべきなのか、もう少し広いステークホルダーということで考えていくのか、個人的には整理しなければいけない課題があるなと思いましたので、質問させていただきました。そのような課題についても少し触れていただければありがたいと思います。

上妻委員長

長期的には、報告書の考え方は基本的に同じなので、おそらくあと100年もすれば財務会計に寄っていくのだらうと思います。ただ、まだ環境報告がはじまってから30年も経っていないですから、実務がそこまで追いついていない。日進月歩で書くものがどんどん新しくなり、書き方もどんどん変わっているというのが現状なので、基本的に実務の進歩発展を阻害しないという程度に指針を提供するという微妙なさじ加減ということで、ガイドラインの中では重要性の決定のしかたについては、全く立ち入らない。

その代わり解説書等で「社会一般ではこんな考え方がありますよ」ということで触れる程度にすることにしていまして、そこから先もう少し詳しいことを書くのは次回以降のガイドラインの改定に申し送りたいと考えています。

日本公認会計士協会

付属文書等を期待しています。

上妻委員長

ほかにはいかがでしょうか。そろそろいい時間にはなっているのですが、30分前倒しにした効果があって尻切れにならずに終わったと思います。これからの日程について説明があると思うのですが、いずれにしてもガイドラインの改定を3回でやるのは非常に無理があって、皆様のところにヒアリングに行かせていただいて本当によかったと思っています。ガイドラインの不備な部分も含めて、ご意見をちょうだいして、このガイドライン素案に反映されたのですが、それでもまだ直さなければいけないことがいくつかあることがきょう分かりました。その修文の結果を最終的には、こちらにお任せいただくのですが、事務局と私のほうでチェックしたいのですが、結果についてはもう一度、公表前に皆さんにサーキュレーションできるように時間的な余裕をとっておきたいと思います。それで、最後にもう一度ご意見がいただけるようにしておきたいと思いますので、ガイドラインの改定は3回ではありますが、メールベースもしくはウェブベースで4回目、3.5回目ぐらいでしょうか。そういうふうな予定でありますので、ぜひご協力をこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

では、そろそろいい時間。

水口委員

1個だけ確認していいですか。つまらないことなのですが、資料3の一番前のページを見ますと、平成29年度検討会というふうになっていますけれども、かつてのガイドラインは環境省のクレジットで出ていますが、クレジットとしては検討会を置いたけれども。

上妻委員長

これは素案だからです。

水口委員

ということですね。

最終的には検討会の責任ではなく環境省の責任で出しましたと。

上妻委員長

はい。

それでは、いい時間になりましたので、本日の議論はこのへんで終わらせていただきたいと思います。私が少し口を出してしまったのですけれども、今後のスケジュールについて事務局のほうからご連絡をお願いしたいと思います。

### 3 今後の予定

事務局

今後の予定ですが、いまほど委員長からご説明をいただきましたように本日皆様からたくさんのご意見をいただきましたので、これを踏まえましてものを少し委員長、環境省様と協議いたしまして、もう一度皆様のほうに来月ぐらいだと思いますがお送りさせていただきますと思います。

その後ですが、パブリックコメント案を取りまとめ、パブリックコメントとしては5月ごろを予定しています。パブリックコメントの結果は6月末から場合によっては7月、改定案の公表はそれ以降になるというようなことを現在想定しています。

上妻委員長

ありがとうございます。それでは最後に環境省のほうから一言お願いしたいと思います。奥山課長、お願いします。

### 4 課長挨拶

奥山課長

本日は、どうもありがとうございました。非常に短い時間の中で、3回という少ない回数の中で、精力的に大きなところから詳細なところまで本当に活発なご議論をいただきまして、われわれとしても非常に勉強になりましたし、しっかりしたガイドラインをつくっていかねばいけないなと思ったところです。

先日、環境コミュニケーション大賞の表彰というのがございまして、ご存じの方も多いかと思いますけれども、ある意味、表彰の対象者というのは常連化が進んできているという状況になります。翻ってみれば、たぶん、それは裾野をまだまだ広げる余地があるのかなというふうに思っています。そういう意味で、ある意味、国際的な流れを踏まえつつもどンドンと裾野を広げていく。そのためのガイドラインの改定というのが本当にいま求められている状況なのかなと思いますし、そのためにいろいろとこれから頑張っていかなければ

ればいけないと思っています。

来年度また手引書だとか、解説書だとか、そういったところを作成することによって、このガイドラインが本当に使い勝手のいい、事業者に使っていただくことがまさにこのガイドラインをつくる成果として、われわれとしてやらなければいけないことだと思いますので、その部分また引き続きいろいろな形でご協力をいただくこともあろうかと思えますけれども、よろしく願いいただければと思います。今年度、本当にどうもありがとうございました。

## 5 閉会

事務局

それでは、本日の検討会はこれで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

上妻委員長

お疲れさまでした。